

## 国と東京都の実務者協議会の開催について

平成 31 年 1 月 25 日  
内閣官房長官決裁  
令和元年 7 月 9 日  
一部改正

1 東京の活力の増進により、我が国全体の発展を促進する観点から、国と連携が必要な東京都の重要な施策について、実務者による国と東京都の協議を行うため、国と東京都の実務者協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

2 協議会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長	内閣総理大臣補佐官（国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生、健康・医療に関する成長戦略並びに科学技術イノベーション政策担当）	
構成員	（関係府省）	（東京都）
	内閣官房副長官補（内政担当）	東京都副知事
	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）	東京都政策企画局長
	内閣府大臣官房総括審議官	東京都戦略政策情報推進本部長
	総務省大臣官房総括審議官	東京都総務局長
	財務省大臣官房総括審議官	東京都財務局長
	厚生労働省政策統括官（総合政策担当）	東京都生活文化局長
	国土交通省総合政策局長	東京都オリンピック・パラリンピック準備局長
	環境省総合環境政策統括官	東京都都市整備局長
		東京都環境局長
		東京都福祉保健局長
		東京都産業労働局長
		東京都建設局長
		東京都港湾局長
		東京都下水道局長

3 協議会の庶務は、東京都の協力を得て、内閣官房において処理する。

4 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。